

2020年3月19日 参議院総務委員会 会議録抄
地方税法・地方交付税法改正案

○江崎孝 昨日に引き続き、質問をさせていただきます。

最初、会計年度任用職員のお話をする予定にしておりましたけれども、やはり昨日今日の新聞報道を見ておきますと、どうしてもやっぱり避けて通ることができない問題があるのではないのか。赤木さん、前財務省近畿財務局の職員の手記が発表されて、本当にどれだけ悩まれて、苦しまれて、そして自らの命を絶たれたのかというのを、本当にその国会の追及の場に、中にいた者の一人として責任を感じざるを得ません。

そこで、これ、大臣というよりも、今日は財務省からおいでになっていらっしゃる。これ、財務省の極めて組織、仮に手記の内容が真実だとすれば、私どもはこの間の国会質疑の経過、内容からするとほぼ間違いない内容なのではないのかというふうに強く感じているわけですが、財務省という組織が国民の皆さんから極めて、極めて厳しい視線を今浴びている。もちろんこれまでもありましたけれども、改めて、今回の手記が出されて、そしてあの森友、加計問題での財務省の改ざん、これは事実です、その流れの中で、近畿財務局に対して手記が言っている佐川当時の理財局長等々の流れを感じられていると思いますから、審議官、今どのようにお感じですか。率直に、率直にお聞かせください。

○住澤整 財務省官房審議官 お答え申し上げます。

私、主税局の所管でございますので、直接のコメントをすることは差し控えさせていただきたいと思いますが、財務省職員がああいった形で命を絶たれたということに関しましては、我々といたしましてもごんきの念に堪えないことございまして、改めてこの場をお借りして哀悼の意を表していきたいと思います。

その上で、財務省を挙げて、現在、我々の仕事の在り方の見直しなどに取り組んでおりますので、誠心誠意取り組んでいきたいというふうに存じております。

○江崎孝 これ以上お聞きはいたしませんけれども、これは、今日、総務省の皆さんたちもお見えになっていると思います。私も公務員の端くれにありました。やはり社会正義、あるいは市民、県民、国民の立ち位置の中で、我々が何をやっていかなければならないのか、これが私は公務員の、全ての公務員のあるべき姿であるし、そこを外してはこの国は成り立たないわけでありますから、是非この手記を対岸の火事というふうに流さないで、是非財務省の方にももう一回しっかりと組織の

問題のありようを総括をしていただきたいと思いますし、これ、総務省の大臣も今日いらっしゃいますけれども、本当に総務省も是非お願いをしたい、心から本当に指摘をさせていただきたいと思います。また後で安倍総理にも森本委員が聞いてくれるというふうに思いますから。

さて、前回の続き、経過を質問させていただきます。

昨日、大臣の方に、会計年度任用職員の導入の目的とその制度導入に当たって自治体に何を期待をするかという質問をさせていただいて、非常勤職員、大変多くの非常勤職員の処遇の改善あるいは均等・均衡待遇、あるいは職の安定等々、そういうものを目指して、そして多くの自治体でその目的に沿った制度導入をしていただきたいと思います、私はそういう思いで発言をしていただいたというふうに思います。

そこで、おさらいでございますけれども、そもそも論として、この会計年度任用職員がなぜ入ったかということです。これ、公務員部長にお答えいただくということになると思いますけれども、元々、私たちの自治体には、正規職員中心主義、これは国家公務員もそうですけれども、正規職員で業務を遂行するというのが基本的な前提でありました。しかし、自治体においては財政の問題もあるでしょうし、公共サービス、サービスの広がり、特に後から広がっていった、富士山の裾野のように広がっていった、例えば消費生活相談員ですとか、あるいは今非常に苦労していただいている学童保育ですとか、社会が進展していく中で公共サービスが広がっていった、そういう経過がございます。

そんな中で、自治体の職員は、正規職員ですとこれ競争試験ということになりますから、そう簡単に毎月毎月採用試験をするわけにいかないもので、やっぱり一年に一回、限られたときに採用試験をするという流れの中で、やはりそう簡単に、その間間に突然入った、突然出てくる職務の必要性に対して対応できない、あるいは財政状況の問題で正規職員では対応できない、そういうこともあって、自治体では知恵を絞りながら地方公務員法上の三条というところ、これ三条というのは、御存じのように、一般職と特別職を分けたところがこの三条にあって、三条で雇用するというのは、いわゆる特別職の非常勤職員。ですから、例えば選挙管理委員でありますとか、非常に労働者性が低い、つまり賃金で生活をしない。ですから報酬を支給するというところになっている。

もう一つは、二十二条、これはいわゆる臨時的任用職員でございます。病気になられた方のところを一時的に二か月、三か月、何とか職員を必要とするところ、あるいは、例えば、そうですね、国体があるから、あと国体の事務局が来年まである、来年以降は国体の事務局は廃止

していいという極めて限定的な職に対して一時的に採用するというのがこの二十二条。

公務員部長、元々はこの二十二条と三条しか私はなかったのではいいのか、非常勤職員の採用については、と理解をしていますけれども、いかがですか。

○大村慎一 総務省公務員部長 お答えいたします。

今回の会計年度任用職員、平成二十九年度の法改正で措置をしておりますけれども、基本的に、その各、今地方公務員法のその三条、二十二条について委員から御指摘ありましたけれども、今回の法改正自体は、こういった従前の地方公務員法のその制度の趣旨というものをより明確にしていくというものでございますので、基本的な点については変わっておりませんが、いずれにしても、御指摘のような点も含めて、そういった趣旨を明確にしたものだと考えております。

○江崎孝 部長、それ、今のじゃちょっとよく分からないんですけども。

僕は、これはプロなのでその辺の理解は、御存じだろうという思いで、細かな質問通告をせずに、この範囲内だったら答えられるだろうという思いで質問していますけれども。

元々、一般職の非常勤職員というのは法の概念になかったんですね。十七条を使って非常勤職員を実はつくっていくんですけども、この十七条というのは任命の方法だけなんですよ。ここに非常勤職員の言葉さえ出てきません。ここに、もう随分前になりますけれども、学校の給食調理員の皆さんを、いわゆるその非常勤職員、三期の休業がありますので、それ以外のところを、学校の給食調理員を、この十七条を拡大解釈をしていわゆる非常勤職員で雇っていいかという質問に対して総務省がオーケーという通知を出したことによって、この十七条で一般職の非常勤職員というのが実は自治体に広がっていくわけですね。

今言ったとおり、三条、十七条、二十二条というのは非常に根拠が不明確なので、自治体の中では、実際どれを、自分のところではどれを法根拠にして採用しているかということさえも分からない状況で非常勤職員がどんどん拡大をしていったわけですね。ですから、今回、新たに十七条に条文を付け加えて、法律的に一般職の非常勤職員をきちっと明確にしたというのが今回の会計年度任用職員の最大の目的だと私は考えています。

その意味でいくと、この会計年度任用職員を入れたということは相応な覚悟で入れていただいていると私は思っていますけれども、部長、

お考えどうですか。

○大村慎一 総務省公務員部長 お答えします。

今回のこの平成二十九年度の法改正、そしてそれに基づく、この四月から施行するわけではございますけれども、長年の非常勤職員についての採用、そういった任用について不明確な点があったということは長年の課題でございました。

こういった点を踏まえて、また労働界、労働全体のその官民を通ずる課題等も含めて今回法改正に至ったわけでありまして、これは、私どもにとりましては地方公務員法上の大きな課題を解決するという意味で極めて重要な改正だと思っておりますので、この法改正の施行については、この何年か準備をしまいいりましたけれども、極めて強い思いを持って改正をし、また施行に取り組んでまいりたいということでございます。

○江崎孝 やはり公務員法の中での大きな大転換というか、すごい変革の一つになります。

ただ、ただですね、これ使い方を間違えてしまうと、いわゆる正規職員中心主義であった公務員の世界に会計年度任用職員という新たに非常勤職員を、制度をつくったということですから、これが拡大解釈されてどんどん広がっていく可能性もこれありなんですね。ですから、その使い方というのは、あるいは自治体における会計年度任用職員の制度をどういうふうに活用していくのかというのは、極めて重い活用の仕方だというふうに思います。

しかし、新しくつくっていただいたわけありますから、そこで、この地方交付税、地方税の話に入らせていただくんですけども、私が地方交付税の算定方法を見させていただいたときに、会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の算定というのがあります。いろいろ通知とか、あるいは職員団体との交渉の中で様々な言葉は発せられていると思うんですけども、この地方交付税の算定という資料の中でいくと、ここだけしかないんですね。期末手当の支給等に要する経費について、期末・・・、まあ今はちょっと割愛します。そして、期末手当の支給等に要する経費を積算するとともにということで、この処遇改善も含めて、様々なことというのはこれ期末手当の支給等の等の中に入っているわけですよ、全てが。

この地方交付税の算定の中における積算において、この期末手当プラスその等というところ、ここはどういう積算を積み上げられたのか、これはどちらに聞いたらよろしいんでしょうか。

○大村慎一 総務省公務員部長 お答えいたします。

今回、その会計年度任用職員の導入に伴いまして必要となるまさに期末手当等の経費などの経費について、来年度の地方財政計画において、全国の地方公共団体に対して行った調査の結果を踏まえて、所要額として一千七百三十八億円を増額計上いたしまして、新制度に円滑に移行できるような必要な財源を確保したものと認識しておりますが、この期末手当などの部分でございますが、期末手当の増のほかに、退職手当の増分、それからその他保険料、報酬水準等の適正化の分、そして、ですから、そういった報酬水準の見直しですね、適正化の分、そうしたものは入っておりますし、また、社会保険料の増、こういったものも入っているということでございます。

○江崎孝 済みません、給与、もちろんこれフルタイムだったら給料ということになりますけれども、給与の処遇の改善もあるし、社会保険料もあるし、期末手当の中に、期末手当と勤勉手当でありますから、期末手当も含めて、退職手当もということ、それぐらいですか、それだけでいいですか。

○大村慎一 総務省公務員部長 今あらかた申し上げたものでございますが、あと、公営企業の分ですね、公営企業に対する繰出金というものも入っております。

○江崎孝 それで、一千七百三十八億円なんですけれども、私がこの間、少しいろいろ情報調査すると、四月までにどういう処遇をするかということなんですけれども、期末手当を支給するように改善をします、当然これできるようにするので。ただ、ただ、その分を月例給から引き下げて期末手当相当分を捻出をして、そして年収ベースでは同じにするという自治体がそれなりに多くあるということを知りました。

これはどう考えられます。

○大村慎一 総務省公務員部長 お答えいたします。

会計年度任用職員の給料、報酬につきましては、類似する職務に従事をする常勤職員の給料の月額といったものを基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験などの要素を考慮して定めるように基本的に助言をいたしております。

こうした助言の趣旨や各地方公共団体の実情などを踏まえた形で給料や報酬を決定した場合に、結果的にその水準が変動するということはあるものでございますけれども、単に財政上の制約のみを理由として、期末手当を支給しないですとか、又は新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬を削減するといったことなどは改正法の趣旨に沿

わず、これは適切ではないというふうに考えております。

○江崎孝 今言ったとおり、この法改正、そして地方交付税の算定の基本概念からすると、処遇改善、いわゆるその一千七百三十八億円、交付税の中に入れ込むわけですから、当然何らかの処遇改善があつて当然なわけであります。これは、そういうシステム、制度だと私は理解、先ほど部長言われた給料、本俸、社会保険料、そして期末手当、勤勉手当、退職手当、もっとあるかもしれません。正規職員と均等、均衡を失しないように各自治体で知恵を絞りながら考えていくわけでありますが、そう考えたときに、今のような処遇改善に踏み込まない自治体が結構多いということは、元々、総務省として、算定に、会計年度任用職員の処遇改善分を交付税の算定に入れるかどうかというの、決定が非常に遅かった。決定していたかもしれないですけども、自治体に対する通知の面でも含めて、通知の面というか、自治体に対してやりますよというアナウンスも含めて遅かった。

結果論として、まだまだ処遇改善に踏み込めない自治体があるやもしれないし、もっと言えば、先ほど言った期末手当の支給等の等の部分に対する、これ、自治体としては本当に総務省が交付税措置をしていただけ、してくれるのかという疑心暗鬼もあった中で、自治体の対応が今そういう状況で続々と決まってきているんですけども。

所要額の調査をされていると思いますが、今言われた、部長が言われた様々な、給与も含めた処遇改善に当てはめるだけの金額として、一千七百三十八億円でこれはそれに完全に充当できる額とお考えですか。あつ、済みません、充当というか、それで足りる金額だと思われませんか。

○大村慎一 総務省公務員部長 答えいたします。

この一千七百三十八億円でございますが、先ほども少し申しましたが、今年度といいますか、昨年、全国の地方公共団体に対して、令和二年度に必要な所要額というものを、今回の法改正の趣旨を生かす形で適正な任用の見直しを行った上での所要額という、所要額というものを、その調査をしたわけであります。

その上で、その結果を踏まえて、地方財政計画全体で一千七百三十八億円の増額を計上したということでもありますので、そういう意味ではその実態に基づくものでございますので、私どもとしては、この額をもって適切に今回の法改正の趣旨を実現していただけるものと考えております。

○江崎孝 じゃ、所要額、調査でですね、所要額調査で所要額ゼロという回答をした自治体はなかったんですね。

○大村慎一 総務省公務員部長 今ちょっとにわかに関別のものを見ておりませんが、基本的に、その見直しをしておりますので、全て各団体において必要な経費については出させていただいているものと思っております。

○江崎孝 それでは、一方で、一方でですよ、A県では、A県としておきましょう、七時間、七時間四十五分のフルタイムで働く非常勤職員だったんですね、今まで。それを会計年度任用職員に移行するに当たって、勤務時間を十五分若しくは四十五分短くして、パートタイムの会計年度任用職員にしました。パートタイムにすると、これ、退職手当とか期末手当の一部分が出さなくていいということになります。もう一つ、これ、A県がやったんで、全部の自治体に広がっていつているわけですね。

あるいは、S県のF市ですけれども、フルタイムの非常勤職員を、七時間四十五分だったのを五時間四十五分の勤務にして、パートタイムにして、二時間を時間外勤務にしているんですよ。時間外勤務にして、通常は七時間四十五分働かせているわけですね。こういうことを自治体が今いろいろ知恵を絞ってやろうと、やっているわけでありませう。

月給制の非常勤職員を制度導入に合わせてパートタイムとして日給制に移行させるというのは、これは処遇改善どころか改悪なわけでありませうが、これはどう、これ大臣に聞いたらよろしいんでしょうか、こういうむちゃくちゃな対応って、大臣、どう考えられますか。

○高市早苗 総務大臣 もうそれは全く制度の趣旨に合わないことではございませう。

総務省からも会計年度職員制度に関する留意事項という紙も出しておりますが、今、江崎先生から御紹介いただいたような事例というのは、ここで適切ではないと私どもが断じております、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることに当たりますので、こういう運用は絶対に私どもは適切ではないと考えております。

○江崎孝 先ほどやはり部長にお伺いしたんですけれども、この会計年度任用職員、一般職の非常勤職員というところに制度を新しく設けたわけで、相当な国のあるいは総務省の覚悟の中での非常勤職員の改善につなげていかなきゃならない制度なので、このような自治体についてはやはり相当早く対応を変えていただかねばならないし、これ、交付税の質からして、これ全部、交付税、全ての自治体に対して行っているわけですね、これ、算定のやり方として。処遇改善するしないにかかわらず、交付税行っているわけですよ。色付いていませうので、お金

に。

仮に、こういう処遇改善をせずに改悪をした自治体、むしろ、年収ベースで給料なんか下げて、賃金というか物件費を安くした自治体等にとっては、その分、でも交付税行っておりますので、交付税ってこれどうなるんでしょうか。単純な質問なんだけれども、どうなるんですか。大臣。

○高市早苗 総務大臣 江崎委員がおっしゃるとおり、交付税は一般財源でございます。

しかしながら、この制度の施行を間近に控えまして、昨年から公務員部長言ったとおり取組は進めておりますけれども、改めて、この総務委員会でも御指摘いただきましたような不適切な事例についての周知を行っております。

そしてまた、令和二年度にも、その状況ですね、会計年度任用職員の任用や給与など、制度導入後の取組状況についても調査を行うこととしております。

その上で、また令和三年度に向けて、必要な積み上げ、向こうなりに計算をして出してくるんだらうと思いますので、そこはしっかりと見ていきたいと考えております。

○江崎孝 もうそういう強い決意言っていました。

二〇二一年度以降は満額の二・六月分が増額される予定になっていると思いますので、法の趣旨に沿って制度がしっかりと導入されるように、二〇二〇年以降の調査、そしてその後の対応、是非、大臣の強い決意の下にさせていただきたいんですが、私は、こういうときで、この場でこんなことを言っているかどうか分かりませんが、それでも、それでも今のような処遇改善、制度介入が進まない、制度の改善が進まない自治体については、これ、自治体名も公表するぐらいあっていいんじゃないかと私は考えるんですけど、大臣、どうお考えですか。

○高市早苗 総務大臣 この改正法の趣旨に鑑みて不適切な事例がありましたときには、個別に助言を行ってまいります。

やはり、各地方公共団体で適正な任用ですとか勤務条件の確保というのが図られなければ、せっかく平成二十九年に先生方にも御苦労いただいて法を改正した意味がなくなってしまうので、そこところはしっかりとフォローアップを行います。

ただ、現時点において団体名まで公表するというつもりはございません。ただ、個別のフォローアップはしっかりと行ってまいります。

○江崎孝 ある省は、勝手に新聞に報道して、公立病院名を明かしてし

もう省もあるわけですよ（発言する者あり）、厚生労働省がね。まあ、僕はある省と言ったんですけれども。

総務省は本当に有り難いなと思うんですけれども、本当に、やはり、これ、僕も自治体出身で、こんなことを言って申し訳ないんですけれども、交付税措置をされているのに、それをその制度に使わないということは、やっぱり交付税が別のところに使われるということになりますので、これはあってはならないことでもありますから、是非、総務省としての対応をよろしくお願いしたいと。会計年度職員についてはここで終わらせていただきたいと思います。

それでは、これで二十五分、三十分近く使っちゃったので、ちょっと中身入れ替えますけれども、今まで総務省とかこういう委員会では辛口ばかり言ってきたんですけれども、評価するべき、今回の地方財政計画には幾つかありましてね、その中の一つが、私は、地域社会再生事業費の創設であろうと思います。

これ、四千二百億円が捻出されて交付税の中に入るわけですが、新しい事業になるわけですが、この地域社会再生事業費は、どういう事業でどういうふうに配分されるのか、お聞かせください。

○内藤尚志 総務省自治財政局長 お答えを申し上げます。

令和二年度の地方財政計画におきまして、地方法人課税の偏在是正措置により生ずる財源の全額を活用いたしまして、地方団体が地域社会の維持、再生に向けた幅広い施策について自主的、主体的に取り組むための経費といたしまして地域社会再生事業費を計上したところでございます。地方交付税の算定におきましては、新たな算定項目、地域社会再生事業費を創設して同額を算定することといたしております。

地域社会再生事業費の算定額でございますけれども、地域社会の維持、再生は、都道府県と市町村が一体となって取り組むことでより効果を発揮するものであること等を踏まえまして、道府県分と市町村分の算定額を同額程度としているところでございます。

その上で、地域社会再生事業費の算定に当たりましては、人口構造の変化に応じた指標でございますとか人口集積の度合いに応じた指標を反映することによりまして、地域社会の維持、再生に取り組む必要が高い団体、すなわち人口減少や少子化、高齢化の進展により地域社会の持続可能性への懸念が生じている地方へ重点配分することとしているところでございます。

○江崎孝 今おっしゃったとおり、条件不利地域ですよ。過疎地域ですとか島嶼部とか、そういうところに重点的に配分されるということ

と、これは、まち・ひと・しごとだと市町村だったんですけれども、道府県にも行くということ、そして、この予算で例の技術職員の給料というか、それも入っているわけで、ただ、今、偏在是正措置を使われるということに対しては僕はちょっと異論があるんですけれども、ちょっとそれは置いておいて、やっぱりこれは久々にヒットじゃないのかなというふうに、久々にヒットと言うとちょっと言葉は悪いですが、いっぱいありますが、中でもやはり自治体にとっては非常に有り難い。

私、こういうのを来年度以降も、やっぱり二〇二一年度以降もこの事業費をもちろん継続されるのは当たり前なんですけれども、拡大をしていただきたいというふうに思いますけれども、その辺の決意を、これ、どちらに、大臣ですか。

○内藤尚志 総務総自治財政局長 お答え申し上げます。

地域社会再生事業費の地財計画への計上額でございますけれども、その目的でございます地域社会の維持、再生のための取組を息長く継続的に推進することができますよう、令和三年度以降も当分の間は安定的に計上をして、その取組の安定的な推進を図ってまいりたいと考えております。

○江崎孝 是非、拡大も含めて安定的の中に入れていただきたいと強く要望しておきます。

もう一つの、私もよくやっていただいたと思うのが地域医療の確保です。公立病院、昨日は厚生労働省の方でしたっけ、言われましたけれども、中山間というふうに言い方されましたけど、中山間だけじゃないんですよね、公立病院というのは当然。

その条件不利地域の公立病院、一病床当たりの単価に基づいて特別交付税が支給されているわけですが、これって結構やり玉に上げられて、医師会とか、はっきり言いますと医師会とか民間の大きな病院とかは、何で公立病院だけそんな税金でというふうな、こんな変な言いがかりも付けられていて、大体悪者扱いにされていっているわけですが、今回新たに、病床数百床以上、一定の要件を満たす病院に対して、医療確保や災害拠点等の機能維持に関する経費等の繰り出しについて特別交付税措置がされました。周産期、小児医療等に対する特別交付税も拡充された。

これ非常に、これも久々の大ヒットだと思うんですけれども、どのような思いでこういうのを、この制度を入れられたのか、決意をお聞きいたします。

○高市早苗 総務大臣 来年度からは、過疎地など経営条件の厳しい地域における二次救急や災害時などの拠点となる中核的な公立病院に対する特別交付税措置を創設させていただいたとともに、周産期、小児医療などに対する特別交付税措置を拡充することといたしました。

これらの財政措置は、厚生労働省による公立・公的医療機関などのリストの公表を受けまして、地方団体三団体、それから厚生労働省、総務省によって昨年十月から国と地方の協議の場を設けさせていただきました。そこで地方側から、地域医療の最後のとりでとなるような地域病院が今後もその役割を十分に果たせるように財政支援の強化を図ることという要請を賜りました。それを踏まえてこのようにいたしました。

これからも、持続可能な医療提供体制を構築するということは非常に重要でございますので、必要な財政措置を含めて、厚生労働省とも連携しながら取り組んでまいります。

○江崎孝 是非お願いします。

厚生労働省のように突然何か病院名を公表するようなチャライところに負けないでいただきたい。本当にあんなやり方はひど過ぎる。どれだけやっぱり地方が地域医療を守っているのかということなので、できましたらば、この地域医療確保についての予算措置も含めた、財政措置、交付税措置も含めて今後充実させていくという、そういう決意もいただきたいと思うんですが、大臣、どうでしょう。

○高市早苗 総務大臣 財政措置、来年度のことは分かりませんが、今後それぞれの地域で地域医療構想調整会議で議論が進められていきますので、まずは、私は、各地方団体において、病院が将来担うべき役割について、地域の実情を踏まえながら議論を尽くしていただくということがまず大前提だと思っております。

しかし、総務省としましては、もう基本的な考え方として、公立病院がへき地における医療や救急、周産期、小児医療などの不採算、特殊部門に係る医療を提供する重要な役割を担っているということを踏まえてこれまでも必要な地方交付税措置を講じておりますけれども、引き続き、地方の実情をしっかりと踏まえながら適切な対応をいたします。

○江崎孝 ちょっと視点変えて、私の意見を言わせていただくと、今、新型コロナのこれほど大変な状況が起きている。やっぱり公衆衛生なんですよ、これ。公衆衛生って、余り聞かれなくなってきたというか、やっぱり皆様方も御存じだと、大分寝ていらっしゃる方がいらっしゃいますけれども、皆御存じだと思いますけれども、保健所があったんですけど、これ、保健所がどんどんどん減らされていったんです。

これ、一九九四年に保健所法が改正されて、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律、地域保健法というのができて、保健所が、大体十万、自治体だったら十万人に一つだったのがどんどん減らされていって、私が調べたところ、今、昔六百二十五あったのが、三百五十ぐらいになっているんですね。これ、減らすときというのは、もちろん、この新型コロナウイルス、これほど、新インフルエンザあるいはSARSと違って、これほどわっと世界中に広がっていくというのは、やはりインバウンドも含めてやっぱりいろんな外国との交流がもう比較にならないほどこの十年ぐらいでいろんな地域で起きている。これがインバウンドで、経済効果もしている。だから、まるでやっぱり僕は様相が変わっているというふうに、私どもは決意をしなければいけないと思うんですね。

だから、十年前、二十年前の保健所、機能を下げてもよかったかもしれないんだけど、あるいは二〇〇〇年以降、分権化で地方に健康センターをつくっていくんですけども、それではやっぱりこういう感染症の対策とかには、やっぱりどうしても危機対応として非常に不備な部分がやっぱり出てきている。それを、これ、どう、公衆衛生という面からも含めて、厚生労働省に任せるのではなくて、やはり保健所あるいはその県、自治体、そしてここに公立病院が、きちっと機能を分担しながら進めていくという地域における公衆衛生をもう一回、今回の新型コロナウイルスのこれだけの非常な状況の中ですから、今突き付けられていると私は思うんですね。

だから、過去の、保健所を増やせとは言いませんけれども、増やすべきだと僕は思うんですが、やっぱり保健所のあった時代、そしてその保健所機能をもう少し機能強化をしながら、公立病院、自治体、県、それが地域でマッチングをした、先ほど大臣言われた地域におけるそういう公衆衛生、これ、公衆衛生ってこれ災害医療も入っていますから、是非、そういう視点で、自治体の医療、あるいは人の問題も含めてそうでしょうけれども、財政措置をやっぱり強く私は要望しておきたいと思うんですけども、大臣、どうでしょうか。

○高市早苗 総務大臣 今回の新型コロナウイルス感染症の対応で、もう保健所の方々は大変な状況だと聞いております。そしてまた、数年来、冬が来るたびにインフルエンザもあり、総務省では消防庁で救急をやっておりますけれども、まず感染症の場合は保健所に連絡してくださいと、こういう中で、保健所の位置付け、役割というのは多くの方が認識をするようになり、なおかつ重要になってきていると思います。江崎

委員おっしゃったように、やっぱり海外からたくさん人も入ってこられますので、物すごくこれから重要だと思えます。

総務省としてできることといたしますと、人件費や検査薬品費、それから備品の購入費など、保健所の基本的な運営に係る経費については地方交付税でその所要額を措置しています。最近、保健師の方の人数も増えてきておりますので、これは地方公共団体の定員管理の中でしっかりとその重要性を認識しながら対応していただきたいなと思っております。

ただ、財政支援や人員確保も含めまして、保健所の体制の在り方そのものはやはり、委員おっしゃった公衆衛生の観点から、厚生労働省において検討していただくものではございますけれども、総務省としても連携しながら、できる限りの支援をしてみたいと思えます。

○江崎孝 やっぱり今回の新型コロナの対応も、やっぱり県によって大分違うのありますし、やっぱり自治体がどう対応するかによって相当違ってきている部分がありますので、やはりここは是非大臣のお力で、そういう視点から地域医療の問題も新たに強く言っていただいて、予算措置も含めて是非お願いしたいというふうに思えます。

それでは、ちょっと戻りまして、財務省に来ていただいていますから、余り大きな話になって大変申し訳ないんですけども、私はこれ言っておかないといけないと思って今日来ていただきました。

御承知のように、二〇一九年度の地方交付税について六千億を超える補正をされまして、されましてという言葉はあれですけども、向こう十年間、自治体はその分を返済をしていくという、こういうことになりました。

まず、ちょっとお聞きするんですけども、今回のような措置は過去何回ほどあって、特徴的なところだけでいいですから、何回ほどあって、その背景には何があったかというのは、分かる範囲で結構ですから、教えていただけますか。

○内藤尚志 総務省自治財政局長 直近の二十年間ということでお答えをさせていただきたいと存じますけれども、国税収入が減額されたことによりまして地方交付税の総額が補正で減額となりましたのは七度の例がございます。やはり、リーマン・ショックでございますとか、様々な経済変動によりまして税収が落ち込むという際にこういうようなことが起こっております。

○江崎孝 私は、基本的に言いたいのは、安倍政権による余りにもずさんな成長率の見通しが、甘さがこういう状況になってきていると言わ

ざるを得ないんですが、同一政権内で過去複数あった政権ってありますか。

○内藤尚志 総務省自治財政局長 お答え申し上げます。

これ補正予算成立時点ということで捉えさせていただきたいと存じますけれども、この場合で見えますと、同一政権でございましたのは、平成十三年度及び平成十四年度、それから平成二十八年度及び令和元年度の二回でございます。

○江崎孝 小泉政権と安倍政権なんですが、そこで、まずは、内閣府、今日来ていただかなかったんですけれども、よく経済成長の見通しの甘さと言われます。

お手元の資料を見ていただきたいんですけれども、ニッセイ基礎研究所のホームページから引っ張り出してきたんですが、バブルのときはちょっともう度外視をしていただいて、一九九〇年以降のバブル崩壊以降をこれ見ていただきたいと思うんですが、折れ線グラフで白い三角が、これが予測値、民間調査機関の予測値と実績値ですけれども、見ていただくとおり、民間調査機関でもこれほどずれていっているわけですけれども、これが政府の内閣府の予測値になると更にこれよりも甘いというのが実は現実なんですね。

一番の問題が二〇一三年以降のこの状況ですけれども、民間でもこれほど甘いんですが、これ、ちょっとざくっと言いますと、一九九〇年の先のその黒と白三角がひっくり返っているのは、これは当然バブル崩壊ですよ、だから予測しにくかった。それと、一九九七年、八年ぐらいでまた谷がありますけれども、これはアジアの通貨危機、山一証券とか北海道拓殖銀行が潰れたりしたときの状況。それと、二〇〇一年はもう御存じのとおり九・一一同時多発テロ、プラス、ITバブルの崩壊。それと、二〇〇八年、九年はもうリーマン・ショックだというふうに分かりますけれども、この右側の方は、これ民間でもこれだけ難しいんですけれども、内閣府の調査は更にこれずれています。右側が、見て分かるとおり、やはり民間でさえ二〇一四年、一五年はこれだけ甘く見なきゃいけなかった、これはもう政治も含めてやっぱりそういう時代の背景が表れていると思います。

そして、次のページを見ていただきたいと思うんですが、これは、これ今日財務省は審議官来ておりますけれども、国立国会図書館をお願いをして、税収額、予算と決算の税収額の乖離を十年間出させていただきました。残念ながら二〇一九年はないんですけれども、見ていただきますとおり、これ二〇〇九年度はもうお分かりのとおりリーマン・ショッ

クです。二〇一〇年、一一年、一二年は、これは民主党政権でした。そして、二〇一三年度からですね、安倍政権が予算編成を始めるのは。所得税はいいんですけれども、この右側の法人税を見ていただきますと、当初予算と決算が極めて近似、ほとんど同じ額。というか、二〇一五年、一六年、一七年は、法人税はマイナスとなっている。二〇一五年と一七年はその分を消費税でカバーをしているわけですね。

ところが、二〇一六年、これは安倍総理が消費税増税の延期を言った年です。つまり、相当経済状況が、その二〇一四年の、二〇一六年の四月の、違った、その前の消費税増税で景気がなかなか上向かなかった、こんな状況なんですね。そして、二〇一六年に起きて、今回二〇一九年度にもっと大変な減額措置をしたわけですね、財務省の審議官。

何でこんなに甘いんですか。私は甘いと言わざるを得ない。普通、予算措置でいう税収は厳しく見るはずです。しかし、結果論として、この二〇一四年以降を見ると、余りにも予算と決算が同じ、若しくは余りにも、法人税ですよ、決算の方が下振れしている。これは、財務省の計算がむちゃくちゃ変なんですか、それとも何か理由があるのでしょうか。

○住澤整 財務省官房審議官 お答え申し上げます。

この配付していただいております一般会計税収の当初予算と決算との関係を示した表でございますが、この平成二十一年度から三十年度までの十年間で見ますと、一般会計税収の当初予算額と決算額の乖離の度合いというのが、左側から四番目のこの決算と当初予算の差、BマイナスAという欄に表示されてございますが、全体として見ると、下方修正された年が二回、上方修正の年が八回ということになってございまして、必ずしも過大に見積りを行っていたという傾向があるものではないというふうに考えております。

他方、特に法人税などにつきまして、この元年度予算につきまして減額補正を行ったというのが直近の状況でございますが、その要因といたしましては、この令和元年度について申し上げますと、米中貿易摩擦の影響も含めました海外経済の減速などを背景にいたしまして、外需の落ち込みの影響を受ける製造業を中心に法人税収の収納見込額の落ち込みが見られたといったようなことで減額補正をいたしているところでございます。

○江崎孝 簡単に減額補正を言われますけど、六千八百億ぐらい交付税を削減をされると、向こう十年間、自治体は返していかなきゃいけない。御存じのように、自治体というのは、課税権、自主権ありますけれども、地方債もそう簡単には借りられない状況になっているでしょう。

最後は財務省の財務大臣と協議しなきゃいけない、経済的に悪いところは、自治体は。

だから、国みたいに野方図に赤字国債出せないんですよ。これだけ税収が落ち込んだから今年も出しましたけど、すればするほどいいところじゃないんです、自治体は。皆さんたちの見積りが悪い、悪くて予想した税収ができなかった、その分自治体が返してくれ、自治体に貸しますよと、一般会計から、その分返してくれという世界じゃないですか。そんな簡単に自治体は穴埋めできないわけですよ。そういうふうになっているわけです、財政再建法で、今。そこをちゃんと考えた上でやっていただかないと、これ、そんたくしていてもしょうがないんですよ、政権を。私、そんたくしているしかないと思う。

例えば今回の、昨日配っていただきました令和二年度の租税及び印紙収入予算の説明の中にこうあります。法人税。令和二年度政府経済見通しによる鉱工業生産、国内企業物価、財貨・サービスの輸出及び民間最終消費支出等の伸びを基礎に、各決算期の所得の発生期間、年額税の月割り、月別割合等を勘案して、ここですよ、令和元年度に対する令和二年度の税額は一〇三%掛けているんですよ。

つまり、一兆幾ら減額をした税収が減ったのに、その当初予算の更に一〇三%を掛けて税収見込み出していますよね、ですよ。それって、どう考えたってこの月例経済報告、今年の二月に出された経済報告を見てもあり得ないと私は思うんだけど、なぜこんなにむちゃくちゃ甘い税収見通しを堂々と出せるんでしょうか。

○住澤整 財務省官房審議官 この法人税収の見積りでございますが、当初予算で税収の見積りをする際には、その基礎となっている当該進行年度の足下までの課税実績をベースにいたしまして、これにその政府経済見通しで示されている経済諸指標を勘案して見積りを行っているところでございます。

足下までの課税実績ということで、例えば令和、これは、今お話しいただきましたのは令和二年度の予算の税収見積りでございますので、令和元年度の補正予算に当たっての税収見積りを行うに当たりましては、大法人に対しまして個別にヒアリングをいたしまして、令和元年度における税収の収納見込みを直接ヒアリングすることも含めて幅広く情報を収集いたしまして、繰越欠損金の額などにつきましても、法人ごとに得られているデータをフルに活用して繰越欠損金の影響も把握するといったような取組もいたすなど、見積り精度の向上に努めてきているところでございます。

そういった形で得られました令和元年度の法人税収の実績見込みに対しまして、民間最終消費支出ですとか企業物価ですとか輸出額、こういったものは企業の売上げを左右する経済指標でございますので、内閣府が示しております政府経済見通しの指標をベースに伸び率を算出いたしましてこういった計算をしているということでございまして、我々といたしましては、入手できる限りの情報を参考にして最大限の努力をしているつもりでございます。

○江崎孝 結果論として、そう言われても、私はこうやっていますよと言われますけれども、結果論として法人税の予算と決算額ってこれだけ近似、近いわけでありまして、それをベースに総務省は地方交付税の計画を立てるわけですね。恐らく、コロナの問題がなくてもこの二〇二〇年度は同じ結果が出たんじゃないのかなと心配はしていますが、今回、この新型コロナの状況が出たので、これは明らかに二〇一九年度と同じような取扱いになる可能性が極めて高くなってきている。

是非、これ何回も指摘していますけれども、皆さんたち、国の予算は国債を発行すればそれで済むわけです。でも、地方はそうじゃない。交付税にむちゃくちゃ頼っている自治体がある。そういうかつかつの中で自治体運営をしているということ、財務省、是非分かっていたきたいし、そういうところに影響を与えるんだということを改めて肝に銘じておいていただきたい。そのことを、これずっと追及していきますけれども、それほど皆さんの見積りは重要になっているんですよということを改めて指摘をしておきます。そして、また来年、この場になったときに同じような状況であればまた厳しく責任を問わせていただきますので、そのつもりでいただきたいと思います。

さて、もう質問時間があと五分になりました。ざっとすっ飛ばして申し訳ございませんが、森林環境譲与税の話について少し質問をして終わらせていただきたいというふうに思います。

森林環境譲与税、これ昨日からいろいろ答弁されていますけれども、これ人口割りの三割の部分というのを、いろいろ御批判があります。ただ、正直言って、この森林環境譲与税そのものの質を私は議論をしておかないといけない。

これ、個人住民税に一千円上乗せをして全国民から徴収する。これは、御存じのように二〇二三年まで徴収しないんですね。二〇二三年までは復興に対する特別税、税金取っていますので、二〇二四年にそれを移行するというのがこの税制度の肝の部分ですよ。ですから、森林環境税について新たな増税を發していません。二〇二四年に移行するだけで

すから、国民からすると痛税感がない。ただ、やはりかつて個人住民税に、この震災復興という極めて国家非常事態を除いて、個人住民税に千円上乗せをして国税を徴収するということはかつてなかった。これは、やっぱり禁じ手であるいわゆる人頭税なんですね。だからこそ、この扱いは非常に難しい。それは、人頭税は国税を扱っちゃならないという、いわゆる税のこれ通説なんですけれども、なぜかという、応益原則に反するからですね。応益原則に反するので、森林環境譲与税の公共サービスに当たらない国民の皆さんが多数出てくるのが、税のこの仕組みなんですね。

そこで、だからこそ、この森林環境税と譲与税の扱いについては極めて慎重にやらなきゃいけない。僕は、人口割り三割は高いと思います、正直。ただ、ここを下げていくということだけで議論すると、さっき言ったとおり、森林環境譲与税と森林関係税の持つこの人頭税的な意味合いがやっぱり国民の皆さんに制度の仕組みとしての何か稚拙さを分かれるというかな、これ非常に国民の皆さんからも不満が出てくる税制度になりかねないので、これはもちろん三割が確かに大きいとは言いますけれども、その見直しも含めて、しっかりと国民の皆さんが納得をいく、特に二〇二四年以降は議論をしなければいけないと思うんですね。

そこで、僕の一つの提案なんですけれども、森林環境譲与税の交付税の在り方について、ちょっとマニアックな話になりますが、これ御存じのとおり、三分の一、人工林の民有林の三分の一はもう既に民間の皆さんが整備をされている。残りの三分の二のうちの三分の一が民間あるいはほかの団体に、人工林、私有林の、民有林の三分の一は委託できる。残りの三分の一が手付かず状態、ここをどうするかというのがこの森林環境譲与税の大きな目的だったはずですよ。

そう考えたときに、今後のありようとして、森林環境譲与税の配分のありようとして考え得るのは、今、林野、それも民有林の、べたで配分をしているわけですね、それと林業就業者、プラス人口三割。仮に、仮にというか、恐らくですが、今のように三分の一全く手付かずの状態の民間の人工林を持っている自治体は、恐らく林野に対する就業者数も少ないし、極めて困難がある。そういうところに民間の人工林、べた配分するんじゃなくて、将来的にはやはり本税の趣旨である、まるで手付かずの民間の人工林を持っている自治体にやはり厚く配分していくという考え方もあってはいいんじゃないかと思うんですが、どうお考えですか。

○開出英之 総務省自治税務局長 森林環境税の譲与基準につきましては法定されているとおりでございますが、今後の見直しにつきましては、市町村における森林整備の状況でありますとか他の施策の実施状況を踏まえて検討するというところでございます。

今お話しのとおり方も含めて検討してまいりたいと思います。

○江崎孝 あわせて、この人口の三割部分、議論をしていただくのは十分必要ですが、やっぱり川下対策というのもしっかりやらないと、本当に人頭税的な、国税を地方税扱いにして徴収するわけですから、非常に難しい税制なので、ここはしっかり川下対策、例えば林野がないところの需要を含めて高めていくみたいなどころというのは、やっぱりしっかりと総務省としてもその辺のところをコントロールしていかないと、これ本当に不安が、不満が噴き出てくる税制になるかもしれないことを指摘をしておきます。

そこで、最後になりますが、今回の交付税措置なんですけれども、御存じのように、二〇一九年度の交付税ではこの森林環境譲与税が配られたのに、私が知り得ている交付税の算定であります標準団体の職員数の中で、林野行政というのは都道府県分はありますね、ここは若干増えている、標準団体で、職員数が。残念ながら、市町村、肝である市町村の方は林野水産行政費になっているんですね。道府県は林野行政です。しかし、市町村は林野水産行政費で水産業と一緒にいるんですよ。で、ここは職員数増えていないんですよ、算定の中で。これ、なぜなんですか。

○内藤尚志 総務省自治財政局長 お答え申し上げます。

市町村分の算定につきましては、林野水産行政費ということで一本でさせていただいております。これは算定の簡素化をすべきという地方分権推進計画でございますとか累次の基本方針に基づいて行っているところでございます。

人件費の関係でございますけれども、先ほど来お話でございます森林環境譲与税も森林整備の取組に必要な人件費について充てることは可能でございます。森林環境譲与税につきましては、その収入と見合った同額を交付税の基準財政需要額に積んでおりますので、それが人件費に当たるといふこともあり得るといふことでございます。さらに加えて、都道府県などの技術職員の措置につきまして度々御議論賜っておりますけれども、この措置の対象となる技術職員の範囲にも林業技師は含まれるところでございます。

○江崎孝 是非来年度見直しをいただいて、市町村の林野水産行政費を

分けていただいて、譲与税というのがはっきりしたわけですから、森林環境譲与税という、それをどうやって活用するかというのは明確にやらなきゃいけないわけで、そこが水産業と一緒にになって算定されるという、そういうシステムを変えていただいて、林野行政に対する人の増やし方も含めて交付税の算定で自治体に対するメッセージを送っていただかないと、これ、さっき言ったとおりこの森林環境譲与税というのは非常に問題が多い制度なので、そこがしっかりと市町村で活用されていかないと、これ、国民の方から不満が出てくると思いますから、その点を最後に意見として申し述べて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。